

**飼料及び飼料添加物を製造・輸入・販売
する業者向けガイドブック(飼料安全法の解説)**

平成 28 年 6 月 (改訂)

広島県農林水産局畜産課

目 次

1 飼料安全法とは	P 1
2 家畜及び飼料		
(1) 飼料安全法の対象となる家畜等	P 1
(2) 飼料	P 2
(3) 飼料添加物	P 2
3 飼料安全法に基づく届出		
(1) 飼料製造業者等の届出	P 4
(2) 届出が不要な者	P 5
(3) 届出の種類	P 6
(4) 届出の流れ	P 7
(5) 届出の宛先と提出期限	P 7
(6) 届出に関する留意事項	P 8
4 飼料の製造等における遵守事項		
(1) 飼料等の製造等を行った場合の記帳と保管	P 9
(2) 飼料等の品質表示基準	P 11
(3) 「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関する ガイドライン」	P 13
(4) 「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」	P 16
(5) 「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」	P 22
5 届出様式・記載例		
・業者届の様式	P 25
・業者届の記載例	P 26
・業者届出事項変更届の様式	P 28
・業者届出事項変更届の記載例	P 29
・業者事業廃止届の様式	P 30
・業者事業廃止届の記載例	P 31

1 飼料安全法とは

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」を略して、一般的には飼料安全法と呼んでいます。

この法律は、飼料の安全性の確保と品質の改善を図り、飼料に起因する家畜や人への被害を防止するために、飼料及び飼料添加物の製造業者、輸入業者及び販売業者に対し、届出義務や有害な物質を含む飼料の製造等の禁止などの規制等を行っています。

また、飼料の公定規格の設定等により品質の改善を図り、畜産物等の安定的な生産を担っています。

【飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律】

(目的)

第一条 この法律は、飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。

2 家畜及び飼料

(1) 飼料安全法の対象となる家畜等

対象として、次の家畜等が指定されています。

なお、対象とならない犬及び猫のペットについては、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」で規定されています。

1	牛、豚、めん羊、山羊及びしか
2	鶏及びうずら
3	みつばち
4	ぶり、まだい、ぎんざけ、かんぱち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、こい（農林水産大臣が指定するものを除く。）、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご、につこういわな、えぞいわな及びやまといわな

【飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令】

(家畜等)

第一条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「法」という。）

第二条第一項の政令で定める動物は、次に掲げるとおりとする。

一 牛、豚、めん羊、山羊及びしか

二 鶏及びうずら

三 みつばち

四 ぶり、まだい、ぎんざけ、かんぱち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、こい（農林水産大臣が指定するものを除く。）、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご及びにつこういわなその他のいわな属の魚であって農林水産大臣が指定するもの

■ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第1条第4号の規定に基づき農林水産大臣が指定するこいは、食用に供しないこいとする。

■ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第1条第4号の規定に基づき農林水産大臣が指定するいわな属の魚は、につこういわな、えぞいわな及びやまといわなとする。

(2) 飼料

家畜等の栄養に供することを目的として使用されるものが、飼料として扱われます。分類別に示すと、次のものがあります。

【栄養価による分類】

分類	飼料	内容
栄養価による分類	①粗飼料	牧草・野草・サイレージ・わらなど、繊維量が多く、栄養価の低い飼料をいいます。満腹感や便通を良くする作用があり、主に牛に与えられます。
	②濃厚飼料	米ぬか・大豆・とうもろこしなど、繊維や水分の含量が少なく、蛋白質・脂肪・炭水化物などが多い飼料をいいます。
配合の仕方による分類	①単体飼料	1種類の原材料で作られる飼料のことをいいます。とうもろこし、魚粉、大豆油かす、米ぬか、乾牧草等があります。
	②混合飼料	2～3種類の材料（単体飼料）を混合して作られる飼料のことをいいます。二種混合飼料、糖蜜吸着飼料、発酵飼料等があります。
	③配合飼料	種類や用途別に、必要な栄養分を十分まかなえるように、いろいろな飼料を配合設計にしたがって、混合したものをいいます。

(3) 飼料添加物

飼料添加物とは、「飼料の品質の低下の防止」、「飼料の栄養成分その他の有効成分の補給」、「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」を目的として、飼料に添加して用いられるものです。

飼料添加物は与えてよい家畜や、添加してよい量が飼料安全法により規定されており、現在では157種類が指定されています。

【農林水産大臣が指定する飼料添加物】

用途	類別	飼料添加物の種類
飼料の品質の低下の防止 (17種)	抗酸化剤 (3種)	エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール
	防かび剤 (☆) (3種)	プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム
	粘結剤 (5種)	アルギン酸ナトリウム、カゼインナトリウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、プロピレングリコール、ポリアクリル酸ナトリウム
	乳化剤 (5種)	グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル
	調整剤 (1種)	ギ酸

飼料の栄養成分その他の有効成分の補給 (88種)	アミノ酸等 (13種)	アミノ酢酸、DL-アラニン、L-アルギニン、塩酸L-リジン、L-グルタミン酸ナトリウム、タウリン、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン、DL-トリプトファン、L-トリプトファン、L-トレオニン、L-バリン、DL-メチオニン、硫酸L-リジン
	ビタミン (34種)	L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸カルシウム、L-アスコルビン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルマグネシウム、アセトメナフトン、イノシトール、塩酸ジベンゾイルチアミン、エルゴカルシフェロール、塩化コリン、塩酸チアミン、塩酸ピリドキシン、β-カロチン、コレカルシフェロール、酢酸d1-α-トコフェロール、シアノコバラミン、硝酸チアミン、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、パラアミノ安息香酸、D-パントテン酸カルシウム、DL-パントテン酸カルシウム、d-ビオチン、ビタミンA粉末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD ₃ 油、ビタミンE粉末、25-ヒドロキシコレカルシフェロール、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、葉酸、リボフラビン、リボフラビン酪酸エステル
	ミネラル (38種)	塩化カリウム、クエン酸鉄、グルコン酸カルシウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、酸化マグネシウム、水酸化アルミニウム、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガン、DL-トレオニン鉄、乳酸カルシウム、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、ヨウ化カリウム、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、硫酸亜鉛(乾燥)、硫酸亜鉛(結晶)、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸ナトリウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(結晶)、硫酸コバルト(乾燥)、硫酸コバルト(結晶)、硫酸鉄(乾燥)、硫酸銅(乾燥)、硫酸銅(結晶)、硫酸マンガン、リン酸一水素カリウム(乾燥)、リン酸一水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素カリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(結晶)
	色素 (3種)	アスタキサンチン、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル、カンタキサンチン
飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進 (52種)	合成抗菌剤 (☆)(6種)	アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、クエン酸モランテル、デコキネート、ナイカルバジン、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム
	抗生物質(☆★)(17種)	亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン
	着色料 (1種)	着色料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、1種又は2種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。)
	呈味料 (1種)	サッカリンナトリウム

酵素 (12種)	アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、β-グルカナーゼ、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、中性プロテアーゼ、フィターゼ、ラクターゼ、リパーゼ
生菌剤 (11種)	エンテロコッカス フェカーリス、エンテロコッカス フェシウム、クロストリジウム プチリカム、バチルス コアグランス、バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス バディウス、ビフィドバクテリウム サーモフィラム、ビフィドバクテリウム シュードロンガム、ラクトバチルス アシドフィルス、ラクトバチルス サリバリウス
その他 (4種)	ギ酸カルシウム、グルコン酸ナトリウム、二ギ酸カリウム、フマル酸
(合計 157種)	

☆...抗菌性物質製剤

★...特定添加物

3 飼料安全法に基づく届出

(1) 飼料製造業者等の届出

飼料安全法で届出が必要な業者は、飼料及び飼料添加物の「製造業者」、「輸入業者」及び「販売業者」です。

◆飼料及び飼料添加物の「製造業者」、「輸入業者」、「販売業者」とは

- ① 製造業者：飼料等の製造（配合、加工）を業とする者
- ② 輸入業者：飼料等の輸入を業とする者
- ③ 販売業者：飼料等の販売を業とする者で、製造業者及び輸入業者以外の者

※「業とする者」とは

自らが取扱うものを飼料となり得るものと認識して（例：飼料工場に原料として定常的に出荷している等）、反復継続する意思をもって製造・輸入又は販売する者は、製造業者・輸入業者又は販売業者に該当する。

◎ 食品残さを飼料に提供する場合の飼料製造業者届について

排出元である食品製造副産物メーカーが、「飼料」又は「飼料となり得るもの」と認識し、豆腐かす、ビールかす等の食品残さを相手方に提供している場合には、飼料製造業者届を提出する必要があります。

具体的には次のいずれかを満たし、かつ、副産物が相当程度ある場合は届出が必要となります。

ア 副産物に対して、飼料に用い易いように乾燥、粉碎等の加工をしている。

イ 飼料取扱業者、農家等に反復継続する意思をもって副産物を販売している。

【飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律】

(製造業者等の届出)

第五十条 第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、政令で定めるところにより、その事業を開始する二週間前までに、農林水産大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 製造業者にあつては、当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
- 三 販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2 第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の販売業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、その事業を開始する二週間前までに、都道府県知事に前項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を届け出なければならない。

3 新たに第三条第一項の規定により基準又は規格が定められたため前二項に規定する製造業者、輸入業者又は販売業者となった者は、その基準又は規格が定められた日から一月以内に、政令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつては第一項各号に掲げる事項を農林水産大臣に、販売業者にあつては前項に規定する事項を都道府県知事に届け出なければならない。

4 前三項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、政令で定めるところにより、その日から一月以内に、農林水産大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

【飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令】

(都道府県知事の経由)

第八条 法第五十条第一項、第三項又は第四項の規定により農林水産大臣に対してする届出は、当該届出をする者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

(2) 届出が不要な者

「飼料又は飼料添加物の製造業者」のうち、次に該当する場合は届出の義務はありません。

但し、届出が不要というだけで、飼料安全法の規制は受けることになります。

- ① 販売を目的としない製造業者（自家配合の畜産農家等）
- ② 飼料の消費者に対する販売を目的とする製造を業とする製造業者であつて、田において自ら生産した農産物を原料又は材料として飼料を製造する者（稲発酵粗飼料等の飼料を製造し、畜産農家に直接販売する耕種農家）
- ③ 自ら生産した農産物を飼料として販売する販売業者

【飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則】

(届出義務の適用除外)

第六十九条 法第五十条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 販売（法第四条第一号に規定する販売をいう。）を目的としない製造を業とする製造業者
 - 二 飼料の消費者に対する販売を目的とする製造を業とする製造業者であつて、田において自ら生産した農産物を原料又は材料として飼料を製造するもの
- 2 法第五十条第二項の農林水産省令で定める者は、飼料の消費者に対し販売することを業とする販売業者であつて、自ら生産した農産物を飼料として販売するものとする。

(3) 届出の種類

次の状況に応じて、提出書類が異なります。

ア 飼料の種類

- ①飼料
- ②飼料添加物

イ 事業の状況

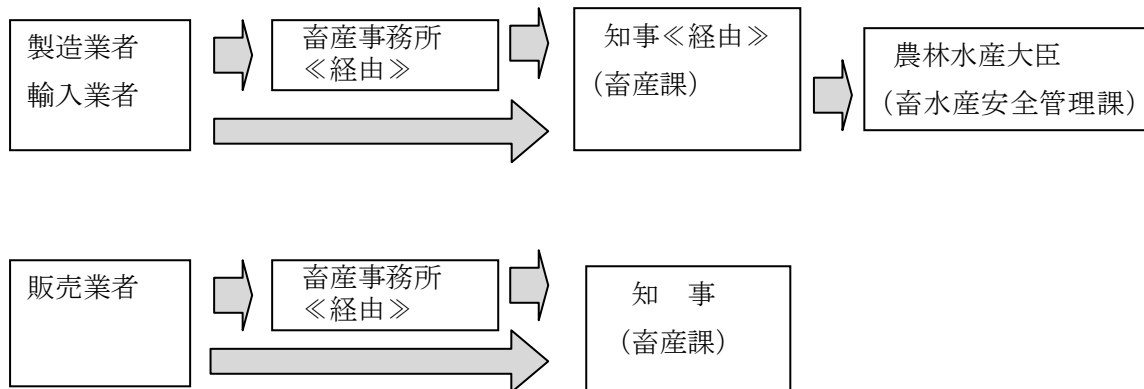
- ①新規に事業を開始する
- ②変更が生じた
- ③事業を廃止した

事業の状況	届出の種類	
新規に事業を開始する	飼料	飼料製造業者届
		飼料輸入業者届
		飼料販売業者届
	飼料添加物	飼料添加物製造業者届
		飼料添加物輸入業者届
		飼料添加物販売業者届
届出事項に変更が生じた	飼料	飼料製造業者届出事項変更届
		飼料輸入業者届出事項変更届
		飼料販売業者届出事項変更届
	飼料添加物	飼料添加物製造業者届出事項変更届
		飼料添加物輸入業者届出事項変更届
		飼料添加物販売業者届出事項変更届
事業を廃止した	飼料	飼料製造業者事業廃止届
		飼料輸入業者事業廃止届
		飼料販売業者事業廃止届
	飼料添加物	飼料添加物製造業者事業廃止届
		飼料添加物輸入業者事業廃止届
		飼料添加物販売業者事業廃止届

(4) 届出の流れ

飼料又は飼料添加物を製造，輸入する業者は，県知事（本社の存在する）を経由して農林水産大臣に届出します。

飼料又は飼料添加物を販売する業者は，県知事（畜産事務所又は畜産課）に届出することになります。



(5) 届出の宛先と提出期限

届出の種類によって，宛先・提出期限が異なります。

区 分	製造業者・輸入業者	販売業者
届出の宛名	農林水産大臣	広島県知事
部数	3部（捺印が必要）	2部（捺印が必要）
	※予めFAX等により送付先（畜産事務所）の確認を受けた後に、提出してください。	
期限	①新規届：事業を開始する日の2週間前まで ②変更届：届出事項に変更が生じた日から1カ月以内 ③廃止届：事業を廃止した日から1カ月以内	
送付先	西部畜産事務所 〒739-0013 東広島市西条御条町1-15 連絡先(082)423-2441 FAX(082)424-1826 [管轄区域] 広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市， 江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，安芸太田町，北広島町， 大崎上島町	
	東部畜産事務所 〒720-8511 福山市三吉町1丁目1-1 連絡先(084)921-1311(代) FAX(084)921-1229 [管轄区域] 三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅町，神石高原町	
	北部畜産事務所 〒727-0011 庄原市東本町1丁目4-1 連絡先(0824)72-2015(代) FAX(0824)72-7334 [管轄区域] 三次市，庄原市	
	農林水産局畜産課 〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52 連絡先(082)513-3604(ダイヤル) FAX(082)228-0396	

(6) 届出に関する留意事項

ア 提出方法等

(ア) 届出様式について

① 製造業者、輸入業者の届出様式は、農林水産消費安全技術センターのホームページ：飼料の情報⇒各種申請・届出手続き⇒「1 飼料・飼料添加物の製造・輸入・販売業者届」に掲載してあります。

② 飼料（添加物）販売業者の届出様式は、広島県のホームページ：仕事・産業⇒農林水産業⇒畜産業⇒申請・手続きの一覧を見る⇒「飼料添加物販売業に関する届出について」に掲載しています。

(イ) 届出を出す前に、管轄の畜産事務所又は農林水産局畜産課に相談をして、記載したものを一度FAX等で送付し、事前に内容の確認を受けてから提出するようにしてください。

(ウ) 軽微な訂正が可能となるように、届出書の上部に捺印を行ってください。

(エ) 法人の場合は、名称及び代表者名を明記してください。

(オ) 受付印を押印した届出書の写しが必要な場合は、届出時にその旨を申し出てください。

(カ) 他の都道府県に製造事業場、販売事業場又は保管施設がある場合は、当該事業場等の所在地の都道府県（飼料関係課）に、当県から送付された受付印押印済の届出書の写し1部を送付してください。

イ 飼料の製造・輸入・販売を開始するに当たり、新規に届出を行う場合

届出には、次のものを添付してください。

① 製造をする場合には、製造される飼料・飼料添加物の製造フロー図

② 法人にあっては定款の写し

③ これまで利用の実態がない飼料は、飼料の内容、安全性がわかる資料

(利用実態がない飼料は、農林水産省に確認を取る必要があるので、事前に相談してください。)

ウ 届出事項が変更となった場合

(ア) 飼料の種類の変更や原料・材料を追加する時、所在地や会社の代表者が変更となった場合は、変更届の提出が必要です。

(イ) 追加する原料・材料が一般的でない場合には、事前に相談してください。

(ウ) 製造フローに変更がある場合は、変更後のフロー図を添付してください。

エ その他

(ア) 飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）を輸入し、これを用いて飼料等を製造する場合は、飼料等の輸入業者届及び製造業者届をそれぞれ提出してください。

なお、飼料及び飼料添加物の両方を製造する場合には、飼料製造業者届及び飼料添加物製造業者届をそれぞれ提出してください。

(イ) 飼料等を仲介するだけで、直接取り扱わないで販売を行う者は、販売業者に該当しますので、飼料等の販売業者届を提出してください。

(ウ) 飼料等の製造業者又は輸入業者は、その届出をした内容に限り販売を行う場合、販売業者届の提出は必要ありません。

(エ) 飼料の小分け販売をする者は、飼料販売業者届を提出してください。

(オ) 飼料添加物の小分け販売は製造とみなされるため、この場合は、飼料添加物製造業者届を提出してください。

(カ) 飼料添加物（①飼料添加物，②インド産落花生油かす，尿素又はジウレイドイソブタン，③抗菌性物質製剤を含む飼料）の製造業者は、飼料製造管理者を設置する必要があります。

飼料製造管理者の届出は、飼料等の製造工場が本県にある場合、独立行政法人農林水産消費安全技術センター 神戸センター飼料検査課に提出してください。

（電話 050-3797-1915，FAX 078-304-7426）

(キ) 届出が定められた期日までに提出されなかった場合には、遅延理由を把握するために遅延理由書が必要となります。

4 飼料等の製造等における遵守事項

(1) 飼料等の製造等を行った場合の記帳と保管

飼料等の製造・輸入・販売を行った場合、その内容を帳簿に記載し、8年間保存してください。

【記載内容】

●飼料等の製造業者・輸入業者

飼料等を製造・輸入した場合は、以下の事項を帳簿に記載する必要があります。

（共通）

① 名称

② 数量

③ 製造・輸入の年月日

（製造業者）

④ 原料又は材料の名称及び数量

⑤ 原料又は材料を譲り受けた場合は、譲り受けた年月日、相手方の氏名又は名称

（輸入業者）

④ 輸入先国名及び輸入の相手方の氏名又は名称

⑤ 荷姿

⑥ 輸入した飼料等が製造されたものである場合は、次の事項の記帳が必要です。

ア 製造国名

イ 製造業者の氏名又は名称

ウ 原料又は材料の名称及び原産国名

（農林水産大臣の指定する飼料又は飼料添加物に限る。）

●飼料等の製造業者・輸入業者・販売業者

飼料等を「譲り受けた」又は「譲り渡した」場合は、その都度、次の事項について、帳簿に記載する必要があります。

- ① 名称
- ② 数量
- ③ 年月日
- ④ 相手方の氏名又は名称
- ⑤ 荷姿

【飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律】

(帳簿の備付け)

- 第五十二条 第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者は、当該飼料又は飼料添加物を製造し、又は輸入したときは、遅滞なく、その名称、数量その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。
- 2 前項に規定する飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者は、当該飼料又は飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日、相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。
 - 3 前二項の帳簿は、二年以上で農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

【飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則】

(製造業者等の帳簿の記載事項等)

- 第七十二条 法第五十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 飼料又は飼料添加物の製造年月日又は輸入年月日
 - 二 製造業者にあつては、次に掲げる事項
 - イ 飼料又は飼料添加物の製造に用いた原料又は材料の名称及び数量
 - ロ 飼料又は飼料添加物の製造に用いた原料又は材料が譲り受けたものであるときは、譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称
 - 三 輸入業者にあつては、次に掲げる事項
 - イ 飼料又は飼料添加物の輸入先国名及び輸入の相手方の氏名又は名称
 - ロ 輸入した飼料又は飼料添加物の荷姿
 - ハ 輸入した飼料又は飼料添加物が製造されたものであるときは、当該飼料又は飼料添加物が製造された国名及び製造業者の氏名又は名称並びに原料又は材料の名称及び原産国名（農林水産大臣の指定する飼料又は飼料添加物に限る。）
- 2 法第五十二条第二項の農林水産省令で定める事項は、飼料又は飼料添加物の荷姿とする。
 - 3 法第五十二条第三項の農林水産省令で定める期間は、八年間とする。

(2) 飼料等の品質表示基準

飼料の消費者がその購入に際し栄養成分に関する品質を識別することが著しく困難である飼料で、使用上当該品質を識別することが特に必要であるため当該品質に関する表示の適正化を図る必要があるものについて、次の表示事項が定められています。

■表示事項

飼 料		表 示 事 項
1 単 体 飼 料	(1) 大豆油かす	①一般表示事項 ②粗たん白質の成分量の最小量 ③粗繊維の成分量の最大量
	(2) 魚粉	①一般表示事項 ②粗たん白質の成分量の最小量 ③粗灰分の成分量の最大量 ④揮発性塩基性窒素の含有量の最大量 (その含有量が0.3パーセントを超えるものに限る。)
	(3) フェザーミール	①一般表示事項 ②粗たん白質の成分量の最小量 ③粗灰分の成分量の最大量 ④揮発性塩基性窒素の含有量の最大量 (その含有量が0.6パーセントを超えるものに限る。)
	(4) 肉骨粉	①一般表示事項 ②粗たん白質の成分量の最小量 ③粗灰分の成分量の最大量
	(5) 肉粉	(4)に同じ。
	(6) 血粉	(4)に同じ。
2	配合飼料	①一般表示事項 ②粗たん白質の成分量の最小量(環境負荷低減型配合飼料にあつては、その成分量の最大量) ③粗脂肪の成分量の最小量 ④カルシウムの成分量の最小量 ⑤りんの成分量の最小量(環境負荷低減型配合飼料にあつては、その成分量の最大量) ⑥粗繊維の成分量の最大量 ⑦粗灰分の成分量の最大量 ⑧可消化養分総量の最小量(牛及び豚に使用されるものに限る。) ⑨代謝エネルギーの最小量(鶏に使用されるものに限る。) ⑩原材料名 ⑪原材料の区分別配合割合

3 混合飼料	(1) とうもろこしと魚粉又はフィッシュソリュブル吸着飼料とを混合したもの	①一般表示事項 ②粗たん白質の成分量の最小量 ③粗灰分の成分量の最大量 ④原材料名 ⑤原材料の配合割合
	(2) フィッシュソリュブル吸着飼料	①一般表示事項 ②粗たん白質の成分量の最小量 ③粗繊維の成分量の最大量 ④粗灰分の成分量の最大量 ⑤原材料名 ⑥原材料の配合割合 ⑦揮発性塩基性窒素の含有量の最大量 (その含有量が0.6%を超えるものに限る。)
	(3) 糖蜜吸着飼料	①一般表示事項 ②粗繊維の成分量の最大量 ③粗灰分の成分量の最大量 ④原材料名 ⑤原材料の配合割合
	(4) 1並びに(1)、(2)及び(3)に掲げる飼料の2種以上を混合したもの又はこれらの1種以上を混入した飼料であって、2に掲げる飼料以外のもの	①一般表示事項 ②粗たん白質の成分量の最小量 ③粗繊維の成分量の最大量 (植物質性のものが混入されているものに限る。) ④粗灰分の成分量の最大量 ⑤原材料名 ⑥原材料の配合割合
	(5) その他の混合飼料	①一般表示事項 ②原材料名

備考

- 1 一般表示事項は、次のとおりとする。
 - (1) 飼料の名称
 - (2) 飼料の種類
 - (3) 製造（輸入）年月
 - (4) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所
 - (5) 製造事業場の名称及び所在地（製造業者に限る。）
 - 2 粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム及びリンの成分量は、公定規格の表の備考の1によるものとする。
 - 3 配合飼料の可消化養分総量及び代謝エネルギーのA)値は、公定規格の表の備考の2によるものとする。
 - 4 「揮発性塩基性窒素」とは、水で振とう抽出した試料液を、弱アルカリ性で蒸解して得られる窒素をいう。
 - 5 「配合割合」とは、当該試料中に占めるそれぞれの原材料の重量の当該飼料の重量に対する百分率をいう。
 - 6 「区分別配合割合」とは、原材料の区別に、当該区分に属する区分に属する原材料の配合割合を合計したものをいう。
- (注) 原材料は、穀類、そうこう類、植物性油かす類、動物質性飼料及びその他に区分する。

(3) 「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」

このガイドラインは、BSE等の伝達性海綿状脳症の発生防止に万全を期するため、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与等の各過程における反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関する管理の基本的な指針を示したものです。

次の事項に留意しましょう。

- A飼料とB飼料又は動物由来たん白質等が混入しないよう、適当な措置を講じる。
- A飼料に、B飼料、水産専用飼料又は動物由来たん白質等が混入し、または混入したおそれがあるときは、回収し、適切に再生又は廃棄して、A飼料として用いない。

A飼料：飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物（牛、めん羊、山羊及びしかをいう。）に給与される又は可能性のあるものとして動物由来たん白質が混入しないように取り扱われるものをいう。

B飼料：飼料等及びその原料のうちA飼料及び水産専用飼料以外のものをいう。

水産専用飼料：省令別表第1の2の(2)のウに規定する農林水産大臣の確認を受けた工程において製造される飼料をいう。

動物由来たん白質等：次に掲げるもの及びこれらを含むものをいう。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン、反すう動物に由来しない油脂並びに省令別表第1の4の(1)に規定する特定動物性油脂を除く。

- ① ほ乳動物由来たん白質
- ② 家きん由来たん白質
- ③ 魚介類由来たん白質
- ④ 動物性油脂
- ⑤ 食品残さに由来する動物由来たん白質
- ⑥ 飼料添加物（①～⑤に該当する物質が含まれるものに限る。）

ア 各段階における注意事項

(ア) 搬送

- ① A飼料の搬送経路は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の搬送経路と共用しない。
- ② A飼料の搬送には、専用容器を用い、又は搬送経路に適当な覆いを設けて、原則として閉鎖系とする。作業等により開放する必要がある場合は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じる。
- ③ ①及び②は、B飼料又は水産専用飼料のみを出荷する施設には適用しない。
- ④ B飼料の搬送経路は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の搬送経路と共用しない。
- ⑤ B飼料の搬送には、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じる。

⑥ ④及び⑤は、水産専用飼料のみを出荷する施設には適用しない。

(イ) 製造・小分け等

① 製造等設備

- ・ A飼料の製造等設備は、原則として閉鎖系とし、作業等により開放する必要がある場合は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じる。
- ・ A飼料の製造等設備を閉鎖系とすることが不可能な場合は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等を取り扱う設備から十分離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じる。
- ・ B飼料の製造等設備は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料を取り扱う設備と共用しないこととし、混入防止対策を講じる。

② 包装設備等

- ・ A飼料の包装設備は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の包装設備と共用しない。
- ・ A飼料の包装設備は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の包装設備から十分に離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じる。
- ・ A飼料の製品の包装に使用する容器は、専用化する。
- ・ すべての包装された飼料等について、包装に使用する容器に破れ等がないことを確認する。
- ・ B飼料の包装設備は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の包装設備と共用しないこととし、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じる。

(ウ) 輸送

① A飼料の輸送に当たっては、原則としてA飼料又は反すう動物用飼料専用である旨を表示した専用の容器を用いる。

なお、バラ積み船、海上コンテナ、はしけその他の専用化が不可能な容器は、A飼料の積載前に、清掃クリーニングを行い、さらに、B飼料、水産専用飼料又は動物由来たん白質等の残存が認められる場合は、洗浄クリーニング等の混入防止対策を行った後に使用する。

② A飼料の輸送に使用する容器のうち、繰り返し使用するトランスバッグ等の容器は、B飼料、水産専用飼料の輸送に使用する容器と区分して保管し、定期的又は使用前に清掃クリーニング又は洗浄クリーニングを行う。

③ B飼料の輸送に使用する容器は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の輸送に使用する容器と共用しないこととし、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じる。

④ 水産専用飼料の輸送に当たっては、原則として、水産専用である旨を表示する。

(エ) 受入れ

① A飼料の受け入れに当たっては、当該飼料がA飼料であることを伝票等に

より確認する。

- ② 粉塵等の飛散を最小限に抑える。
- ③ 同時に又は連続してA飼料とB飼料及び水産専用飼料を受け入れない。
- ④ A飼料の受入口（切込口、荷下ろし場所等をいう。以下同じ。）は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の受入口と隔離された受入口を用いる。ただし、包装された飼料等を開封せずに受け入れる場合で、A飼料の荷下ろし場所とB飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の荷下ろし場所が明確に区分されているときは、この限りでない。
- ⑤ 受入れに用いる容器、ほうき等のA飼料が直接触れる器具は、専用化する。ただし、アンロード用機器等で専用化できないものは、使用前に洗浄クリーニングを実施する。
- ⑥ ①及び⑤は、B飼料又は水産専用飼料のみを出荷する施設には適用しない。
- ⑦ B飼料の受入口は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の受入口と共用しないこととし、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じる。

（オ）保管

- ① A飼料の保管には、専用の容器を用い、または専用の保管場所を設ける。
- ② 飼料等の保管場所は、色分け、対象家畜等の掲示等により、出荷等の作業時に人為的ミスを起こさないよう対策を講じる。
- ③ ①及び②は、B飼料又は水産専用飼料のみを出荷する施設には適用しない。
- ④ B飼料は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じた上で保管する。

（カ）出荷

① 無包装の製品の出荷等

- ・ 容器に収められていないA飼料をバルク車等の輸送に使用する容器に積載等する出荷口は、専用化する。
- ・ B飼料をバルク車等の輸送に使用する容器に積載等する出荷口は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の出荷口と共用しない。
- ・ A飼料の出荷口は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の出荷口から十分に離れた所に設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じる。
- ・ B飼料の出荷口は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料と共用しないこととし、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じる。

② 包装品の出荷等

包装されたA飼料の出荷は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の出荷と区分して行うこと。

イ 管理体制における注意事項

（ア）業務管理

- ① 飼料業務管理規則を策定し、これを書面化する。
- ② 飼料業務管理規則に基づく業務管理の実施及びその確認については、その

内容を記録し、8年間保存する。

- ③ 法第25条に規定する飼料製造管理者は、飼料業務管理規則を遵守した業務管理が行われるよう実地に管理する。
- ④ 飼料製造管理者の必要のない事業場においては、混入防止対策の責任者を設置し、当該責任者が飼料業務管理規則を遵守した業務管理が行われるよう実地に管理する。
- ⑤ ①～④については、飼料等の製造業者及び販売業者に適用する。

(イ) 品質管理

- ① 業務管理が有効に機能していることを検証するとともに、A飼料の品質を管理するため、A飼料への動物由来たん白質等の混入の有無について、定期的に検査を行うこととする。
- ② ①について、飼料品質管理規則を策定し、これを書面化する。
- ③ 飼料品質管理規則に基づく品質管理の実施及びその確認については、その内容を記録し、8年間保存する。
- ④ 品質管理責任者を設置し、この者が飼料品質管理規則を遵守した品質管理が行われるよう実地に管理する。
- ⑤ ①～④については、飼料等の製造業者に適用するものとする。

(4) 「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」

食品残さ等を利用して製造される飼料の安全性確保及び家畜衛生の観点から、原料収集、製造、保管、給与等の各過程における管理の基本的な指針を示したものです。

●原料収集、製造等に関する基本的な指針（第3）

ア 原料収集

(ア) 原料排出元の分別

① 食品製造副産物等

食品製造副産物等（確認済み加工食品残さを除く。）のうちほ乳動物に由来するたん白質（乳及び乳製品並びに農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）、家きんに由来するたん白質（卵及び卵製品並びに農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）及び魚介類に由来するたん白質（農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）を原料にすると飼料安全法第4条違反となることから、確実に分別すること。

② 事業系調理残さ及び事業系食べ残し

調理残さは、調理器具の破片等の異物の混入がないことを確認し、そのみを分別し専用の容器（以下「分別専用容器」という。）に入れる。病原微生物等に汚染されている蓋然性が高いものは、製造段階において加熱処理を実施することなどにより確実に感染が防止できる場合を除き、原料としてはならない。

食べ残しは、調理残さに比べ有害なものが混入する可能性が高いことから、たばこ等の食品以外の異物の混入がないことを確認し、はし、つまようじ等を

除去した後、蓋付きの分別専用容器に収納する等により、有害物質を確実に除去できる場合以外は使用しないこと。

なお、分別専用容器は、収集後は洗浄又は消毒する。また、国際線の航空機及び海外航路船から排出される調理残さ等は、動物検疫の観点から原則として陸揚げが認められていない。これらを含め外国関連施設から排出される調理残さ等は、飼料原料として使用してはならない。

③ 家庭調理残さ及び家庭食べ残し

②に比べて多種の異物が混入する可能性が高く、安全性の確保が難しいことから原則として原料としてはならない。

ただし、食育の観点等から、例外的に原料として利用する場合には、②以上に厳格に分別しなければならない。特に、ほ乳動物由来たん白質等を含むペットフードなどの食品以外の異物が混入することのないように分別を徹底する。

また、モニタリングの徹底などにより、排出元ごとの分別状況の確認及び記録をすること。

(イ) 原料収集時の分別

① 全般

かびの発生及び腐敗の状態を目視及び臭気により確認し、かびの発生又は腐敗が認められるものは原料としてはならない。

② 余剰食品

包装品にあつては、包装資材を極力除去する。

③ 事業系調理残さ及び事業系食べ残し

(ア) の②の分別状況を確認し、不適切なものは収集の対象としない。

④ 家庭調理残さ及び家庭食べ残し

(ア) の③の分別状況を確認し、不適切なものは収集の対象としない。

(ウ) 排出元の責任

排出者は、アの(ア)に規定する分別の徹底を図り、目視による確認の困難な洗剤等の混入も防止する。保冷库又は冷暗所に保管する等、排出物の種類及び収集までの保管期間に応じた、かびの発生及び腐敗を防止する対策をとること。

また、保管に際し、病原微生物汚染を防止等する観点からカラス、イヌ、ネコ、ネズミ、キツネ、ゴキブリ、ハエ等(以下「カラス等」という。)からの隔離及び異物の混入を防止するため、原則として蓋付きの専用容器に入れること。

自己確認又は収集者等(食品残さ等を原料として飼料を製造する業者及び農家を含む。)による確認において、アの(ア)及び(イ)の観点等から原料として不適切と認められたものは、飼料原料として排出してはならない。

(エ) 排出元との契約

食品残さ等を原料として飼料を製造する業者等と排出元は、以下により契約を締結する。

なお、収集業者が介在する場合にあつても相互に又は三者で契約を締結する。

① 余剰食品

(ウ) の内容，保管条件，飼料原料としての品質確保のための努力義務等について契約を締結する。

② 事業系調理残さ及び事業系食べ残し

(ア) の②及び(ウ) の内容，保管条件，飼料原料としての品質確保のための努力義務等について契約を締結する。

③ 家庭調理残さ及び家庭食べ残し

(ア) の③及び(ウ) の内容，保管条件，飼料原料としての品質確保のための努力義務等について契約を締結する。

④ 生残飯

生残飯を畜産農家で直接利用する場合には，収集に際して，畜産農家は排出元と直接契約を締結しなければならない。

なお，他の畜産農家と契約を締結している排出元からは収集しないこと。

(オ) 排出元での確認

食品残さ等を原料として飼料を製造する業者等は，排出元に定期的に出向いて(エ) の契約内容の遵守状況について確認する。

(カ) 排出元の教育・要請等

食品残さ等を原料として飼料を製造する業者等は，(エ) の契約締結に際して，異物分別等の具体的手法等について排出元に対して必要に応じて教育を行う。また，収集開始後，分別状況等に不適切な事例が認められた場合には，分別等の徹底を改めて要請するとともに，必要に応じて教育又は原料の受入停止等の措置を行う。

イ 原料の運搬・保管

野菜カット屑等加工屑，腐敗しやすい食品製造副産物，余剰食品，調理残さ及び食べ残しを原料とする場合には，以下により運搬及び保管を行う。

(ア) 排出元での保管期間は極力短くし，迅速に収集しなければならない。

(イ) 運搬に際し，カラス等から隔離し，及び異物の混入を防止するため，原則として蓋付きの専用容器に入れる。専用容器は，使用后洗浄又は消毒する。

(ウ) 運搬は，保冷車で行うことが望ましいが，保冷車を用いない場合には，極力移動距離を短くし，腐敗，脂質の酸化等の品質劣化を防止しなければならない。

(エ) 供給先に運搬した原料は，できるだけ早く製造又は使用に供し，一時保管する場合は保冷库又は冷暗所で保管しなければならない。特に，食べ残しを含む原料については排出から製造又は使用までを迅速に行い，長期保管は行わないこと。

ウ 製造

(ア) 原料受入時の分別

① 全般

かびの発生，腐敗等が認められ原料として不適当なものは，製造又は使用に供してはならない。

② 余剰食品

原料収集時に分別できなかった包装資材を分別除去する。

③ 事業系調理残さ及び事業系食べ残し

原料収集時に分別できなかった金属異物，はし，つまようじを目視，網ふるい，磁石等により除去する。

(イ) 細菌，ウイルス等病原微生物汚染対策

生肉等が混入している可能性のあるものは，「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 25 年 6 月 26 日農林水産大臣公表）の第 2 の 2 の (10) 及び「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(平成 25 年 6 月 26 日付け 25 消安第 1193 号農林水産省消費・安全局長通知) の (別添) 3 に基づき，70℃，30 分以上又は 80℃，3 分以上加熱処理する。

なお，生肉等が混入している可能性がない場合であっても病原微生物汚染を防止する観点から必要に応じて適切な温度で加熱すること。

また，加熱方法によっては設定温度と実際の品温が大幅に異なることから，品温のモニタリングを適切に行う等により，上記の加熱条件を満足することとする。

発酵乾燥法においては，切り返し及び品温のモニタリングを適切に行う等により，製品全体が上記の加熱条件を満足するようにすること。

(ウ) A 飼料の製造

農家において反すう動物（牛，めん羊，山羊及びしかをいう。）に給与される又はその可能性のある飼料には，飼料安全法ではほ乳動物由来たん白質（乳，乳製品，農林水産大臣の確認を受けたゼラチン，コラーゲンを除く。），家きん由来たん白質（卵，卵製品を除く。）及び魚介類由来たん白質を含んではならないと規定されている。具体的には，「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成 15 年 9 月 15 日付け 15 消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「A B ガイドライン」という。）に基づき動物由来たん白質の混入防止の徹底を図らなければならない。

(エ) 配合飼料原料の製造

配合飼料の原料を製造する場合には，粉末乾燥処理を行い，水分については 13.5% 以下にすることが望ましい。

(オ) 飼料添加物の使用

抗酸化剤，防かび剤等の添加物を用いる場合には，飼料添加物を用いなければならない。また，その際には定められた基準・規格を遵守しなければならない。

エ 品質管理

(ア) 試料の採取

試料の採取は，「飼料等検査実施要領」（昭和 52 年 5 月 10 日付け 52 畜 B 第 793 号畜産局長通達）に準じて行う。

(イ) 分析項目及び分析頻度

有害物質又は病原微生物の汚染の防止を図る観点から，それぞれの製品の特性

に応じてかび毒，残留農薬，重金属，病原微生物，脂質の酸化生成物，食塩，硝酸塩，揮発性塩基性窒素等の中から分析項目，分析頻度等を選定する。

(ウ) 分析方法及び分析場所

分析方法は，「飼料分析基準」（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 消安第 14729 号農林水産省消費・安全局長通知）によることを原則とするが，市販の簡易検査キット等を用いることもできる。分析は，自社の品質管理室又は外部の分析機関で行う。

(エ) 品質管理基準

製品の品質管理の基準は以下を参考とする。

サルモネラ 陰性

農薬等 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 の（1）のセ及び「飼料の有害物質の指導基準の制定について」（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知）

(オ) 品質管理台帳及びその保存

品質管理台帳に製造年月日，試料採取年月日，分析者，分析結果，分析結果に基づいて実施した措置内容等について記載し，8 年間保存する。

オ 製品の保管，出荷等

(ア) 異物混入の排除

製品は，カラス等からの隔離又は異物混入を防止するため，紙袋，トランスパック等密閉容器に保管する。

(イ) 製品の保管

水分含量等製品の状況に応じた温度管理を行い保管することとするが，可能な限り早く出荷すること。

(ウ) 出荷先の制限

ほ乳動物に由来するたん白質，家きんに由来するたん白質及び魚介類に由来するたん白質（以下「ほ乳動物由来たん白質等」という。）を含む飼料は，豚用又は家きん用以外に出荷してはならない。

(エ) A 飼料の輸送

A 飼料の輸送に当たっては，AB ガイドラインの規定による A 飼料又は反すう動物用飼料専用である旨を表示した専用の容器を用いる。

(オ) 製品の表示

製品を出荷する際には，以下の内容を表示する。

- ① 飼料の名称又は種類
- ② 製造（輸入）年月
- ③ 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所
- ④ 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては，輸入先国名）
- ⑤ ほ乳動物由来たん白質等を含有する場合には，次の文字
「使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊及びしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）
 - 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。」
- ⑥ 飼料添加物（抗酸化剤等）が添加されている場合には、飼料安全法に定められた表示事項

カ 帳簿の記載等

（ア）製造時の帳簿の記載

製品を製造した場合には、遅滞なく、次の事項を帳簿に記載しなければならない。

- ① 名称
- ② 数量
- ③ 製造年月日
- ④ 製造に用いた原料又は材料の名称及び数量
- ⑤ 製造に用いた原料又は材料が譲り受けたものであるときは、譲り受けの年月日及び相手方の氏名又は名称

（イ）排出元リストの入手

原料を自ら収集しない場合には、収集業者から収集日ごとに排出元のリストを入手する。

（ウ）製品の譲り渡しに際しての帳簿の記載

製品を譲り渡したときは、その都度、次の事項を帳簿に記載しなければならない。

- ① 名称
- ② 数量
- ③ 年月日
- ④ 相手方の氏名又は名称
- ⑤ 荷姿

（エ）帳簿の保存期間

（ア）、（イ）及び（ウ）の帳簿等は、8年間保存しなければならない。

キ 飼料製造業者届等の提出

飼料安全法第50条に基づき農林水産大臣に、飼料製造業者届を提出しなければならない。なお、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条に基づき登録を受けた者は、この限りではない。

また、プロピオン酸等を飼料に添加する場合には、飼料安全法第25条に基づき飼料製造管理者を設置するとともに、農林水産大臣に飼料製造管理者届を提出しなければならない。

●製造等管理体制（第4）

ア 飼料業務管理規則

(ア) 原料収集，製造等に関する基本的な指針（第3）のアからカまでを効果的かつ効率的に実行するため，飼料業務管理規則を策定し，これを書面化することが望ましい。なお，ABガイドラインで規定する飼料業務管理規則は，別途定める必要がある。

(イ) 飼料業務管理規則に基づく業務管理の実施及びその確認については，その内容を記録し，8年間保存することが望ましい。

(ウ) 飼料業務管理規則に基づく業務管理を的確に実施するため飼料業務管理責任者を設置することが望ましい。

イ 飼料品質管理規則

(ア) 第3のエの具体的内容を定めた飼料品質管理規則を策定し，これを書面化することが望ましい。なお，ABガイドラインで規定する飼料品質管理規則は，別途定める必要がある。

(イ) 飼料品質管理規則に基づく分析の実施及びその結果については，その内容を記録し，8年間保存することが望ましい。

(ウ) 飼料品質管理規則に基づく品質管理を的確に実施するため飼料品質管理責任者を設置することが望ましい。

(5) 「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」

このガイドラインは，飼料等の安全性確保に万全を期す観点から，原料等の段階から有害物質の混入を防止するとともに，それが混入した事態に対応するための指針を示したものです。

● 飼料等の製造に関する指針（第7）

製造業者は，飼料等の製造に当たっては，次に掲げる業務を行う。ただし，製造工程において有害物質が混入する可能性が低いと考えられる場合には，これらの一部を省略できる。

ア 工程管理基準書及び品質管理基準書の作成

イ 製造管理責任者及び品質管理責任者の設置

ウ 製造管理責任者の業務

① 有害物質の混入を防止するため，製造工程における指示事項，注意事項その他必要な事項を記載した製造に係る手順書を作成する。

② 次に掲げる業務を自ら行い，又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる。

- ・製造に係る手順書に基づき製品を製造する。
- ・製品の製造に関する記録をロットごとに作成する。
- ・製造設備を定期的に点検整備し，その記録を作成する。
- ・その他製造管理に関わる必要な業務

③ 工程管理基準書に基づく製造管理が適切に行われていることを確認する。

④ 飼料安全法第52条に基づく製造に関する記録を作成の日から8年間保存する。また，製造管理に関する記録を作成の日から，原則として2年間以上保存する。

エ 品質管理責任者の業務

製造業者は、品質管理基準書に基づき、その事業場の品質管理責任者に、次に掲げる原料等及び製品の品質管理に係る業務を、計画的かつ適切に行わせる。

- ① 次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる。
 - ・自ら定めた頻度により、原料等及び製品のロットから検体を採取し、その記録を作成する。
 - ・採取した検体について、必要に応じて規格への適合性を確認するため試験検査を行い、その記録を作成する。なお、試験検査は対象の有害物質の安定性を考慮して、適切な時期に実施する。
 - ・採取した検体については、試験検査後も、適切な保管条件下で、自らが定めた期間保存する。
 - ・試験検査に関する設備及び機器を定期的に点検整備し、その記録を作成する。
 - ・その他品質管理に係る必要な業務
- ② 試験検査結果の判定を行い、その結果を製造管理責任者に対して文書により通知する。なお、分析値が基準値を超えるなど問題が認められた場合には、センターに報告する。
- ③ ①の試験検査に関する記録を作成した日から、原則として2年間以上保存する。

オ 異常時対応等に関する手順書

製造業者は、カからコまでに規定する業務を適切に行うため、事業場ごとに、異常時対応、苦情処理、回収処理、自己点検及び教育訓練に関する手順書を作成する。

カ 異常時対応

製造業者は、製造工程における機器の故障等により製品に有害物質の混入又はそのおそれのある異常があったときは、その事業場の製造管理責任者に、オにより作成した異常時対応に関する手順書に基づき、次に掲げる異常時対応に係る業務を行わせる。

- ① 異常発生の原因を究明し、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じる。
- ② 異常が認められた製品を適切に処理する。
- ③ 異常の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した異常時対応記録を必要に応じて作成し、その作成の日から原則として2年間以上保存する。

キ 苦情処理

製造業者は、畜産農家等から製造した製品に含まれる有害物質に関する苦情があったときは、当該事業場の製造管理責任者又は品質管理責任者に、オにより作成した苦情処理に関する手順書に基づき、次に掲げる苦情処理に係る業務を行わせる。

- ① 苦情に係る事項の原因を究明し、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じる。
- ② 苦情の内容、原因究明の結果及び改善措置等を記載した苦情処理記録を作成し、その作成の日から原則として2年間以上保存する。

ク 回収処理

製造業者は、製造した製品に含まれる有害物質が基準値を超える等の理由により回収を行うときは、当該事業場の製造管理責任者に、オにより作成した回収処理に関する手順書に基づき、次に掲げる回収処理に係る業務を行わせる。

- ① 回収に至った原因を究明し、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じる。
- ② 回収した製品を適切に処理する。
- ③ 回収及び処理の内容、原因究明の結果及び改善措置等を記載した回収処理記録を作成し、その作成の日から原則として2年間以上保存する。
- ④ 回収を行った場合は、原則としてセンターを通じて畜水産安全管理課にその理由とともに報告する。

ケ 自己点検

- ① 製造業者は、原則としてその事業場の製造管理責任者及び品質管理責任者に、オにより作成した自己点検に関する手順書に基づき、次に掲げる自己点検に係る業務を行わせる。
 - ・自己点検に関する手順書に基づき、当該事業場における製品の製造管理及び品質管理の実施状況について定期的に自己点検を行う。
 - ・自己点検の結果の記録を作成し、その作成の日から原則として2年間以上保存する。
- ② 製造業者は、①の自己点検の結果に基づき、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じるとともに、当該措置の記録を作成し、その作成の日から原則として2年間以上保存する。

コ 教育訓練

製造業者は、あらかじめ指定した者に、オにより作成した教育訓練に関する手順書に基づき、次に掲げる教育訓練に係る業務を行わせる。

- ① 製造・品質管理業務に従事する職員に対して、センター等が行う研修等を利用するなどして、製造管理及び品質管理に関する必要な教育訓練を計画的に実施する。
- ② 教育訓練の実施状況を製造業者に対して文書により報告する。
- ③ 教育訓練の実施の記録を作成し、その作成の日から原則として2年間以上保存する。

● 飼料等の輸送及び保管に関する指針（第8）

ア 輸送及び保管に関する手順書の作成

輸入業者、製造業者及び販売業者は、有害物質の混入及び増加を防止するため、飼料等の輸送及び保管に関する手順書を作成する。

イ 手順書に基づく業務の実施

輸入業者、製造業者及び販売業者は、定められた手順書に基づき飼料等の輸送及び保管を行う。

ウ 輸送業者及び倉庫業者による業務管理

輸入業者、製造業者及び販売業者は、委託により自ら輸送及び保管の業務を行

わない場合には、必要に応じて有害物質の混入及び増加を防止するため、輸送業者及び倉庫業者が手順書に基づき業務管理を行う旨の確認を文書により行う。

5 届出様式・記載例

（ 飼 料 製 造 ）
（ 飼 料 添 加 物 輸 入 ） 業 者 届
（ 飼 料 添 加 物 販 売 ）

年 月 日

農林水産大臣 殿
（広島県知事 様）

住所

氏名

㊞

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項（第2項、第3項）の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 製造業者にあつては、飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及び飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地
- 4 製造、輸入又は販売に係る飼料又は飼料添加物の種類（輸出用又は試験研究用として製造、輸入又は販売するものについては、その旨及びその名称）
- 5 飼料又は飼料添加物の製造、輸入又は販売の開始年月日
- 6 製造業者にあつては製造する飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類、輸入業者にあつてはその輸入に係る飼料又は飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類
- 7 製造業者にあつては、飼料又は飼料添加物を製造する施設の概要

（日本工業規格A4）

記載例

捨印

飼料製造業者届
飼料添加物 輸入 販売

事業開始する日の2週間前までに提出する。

年 月 日

農林水産大臣 ●●●● 殿 (※販売業者届の場合は広島県知事 ■■■■ 様)

住所

社名を含む代表者印があれば、社印は省略可能である。

氏名

印

社印

(会社名)

(代表者名)

代表者印

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項(第2項、第3項)の規定により届け出ます。

輸入は第2項、販売は第3項

記

- 1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 ○○○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○
 広島県○○市○○町○○番地○○号

登記された住所

- 2 製造業者にあつては、飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	事業場の所在地
○○○○株式会社○○工場	広島県○○市○○番地○○号
○○○○株式会社△△工場	広島県○○市○○番地○○号

必ず△△工場とする。

- 3 販売業務を行う事業場及び飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

- (1) 販売業務を行う事業場

広島県○○市○○番地○○号(○○営業所等)

本社や製造事業場と同一の場合も記載する。

- (2) 飼料(飼料添加物)を保管する施設

広島県○○市○○番地○○号(○○支店(倉庫)等)

本社や製造事業場と同一の場合も記載する。

- 4 製造、輸入又は販売に係る飼料又は飼料添加物の種類（輸出用又は試験研究用として製造、輸入又は販売するものについては、その旨及びその名称）

種 類
幼すう育成用配合飼料
ほ乳期子豚育成用配合飼料

- ①配合飼料の場合は、公定規格に記載のある種類名及びそれに準じた名称を記載する。
（例：ほ乳期子豚育成用配合飼料，成鶏飼育用配合飼料等）
- ②混合飼料の場合は、対象畜種が決まっている場合は、畜種を記載する。また、できるだけ製法が分かるように記載する。
（例：豚用混合飼料，牛用〇〇混合飼料，〇〇抽出物混合飼料，動物性たん白質混合飼料）
- ③単体飼料の場合は、公定規格の別表にある原材料名及び同表に該当がない場合は、原料の一般的な名称を記載する。（例：〇〇抽出物，〇〇粉末，稲わら，稲発酵粗飼料）

- 5 飼料又は飼料添加物の製造、輸入又は販売の開始年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

事業を開始する日の2週間前までに提出する。
※提出が遅れた場合は、遅延理由書（任意様式）を添付してください。

- 6 製造業者にあつては製造する飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類、輸入業者にあつてはその輸入に係る飼料又は飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類

原料又は材料の種類	飼料添加物の種類
とうもろこし，マイロ，大豆油かす，米ぬか，ふすま，小麦粉，なたね油かす，魚粉，脱脂粉乳，乾燥ホエー，肉粉，動物性油脂，砂糖，りん酸カルシウム，炭酸カルシウム，食塩，ビートパルプ	〇〇マイシン，ビタミンA，ビタミンB2，ビタミンK2，ニコチン酸，ビタミンB1，ビタミンB2，ビタミンC，コリン，葉酸，メチオニン，リジン，硫酸マンガン，硫酸鉄，炭酸亜鉛，硫酸銅

公定規格の別表にある原材料名の名称を参考に記載する。

農林水産大臣が指定している飼料添加物から記載する。

- 7 製造業者にあつては、飼料又は飼料添加物を製造する施設の概要

主要施設	数 量	規模，能力等
サイロ	〇基	〇〇型 鋼板 〇〇m ³ ×〇
粉碎機	〇台	〇〇型 ハンマーミル 〇〇 t/h
計量器	〇台	〇〇型 全自動積算式 〇〇 t/h
混合機	〇台	〇〇型 ナウター式 〇〇 t/h
包装機	〇台	〇〇型 全自動包装機 〇B/S/h
〇〇	〇台	〇〇型 〇〇式

※製造工程の分かるフロー図を添付する。

（日本工業規格A4）

飼料製造
輸入業者届出事項変更届
飼料添加物 販売

年 月 日

農林水産大臣 殿 (※販売業者の場合は広島県知事 様)

住所

氏名 ㊟

さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項(第2項、第3項)の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

1.変更した事項

2.変更した年月日

記載例

捨印

飼料製造業者届出事項変更届
 飼料添加物 輸入 販売

変更があった日から
 1か月以内に提出する。
 年 月 日

農林水産大臣 ●●●● 殿 (※販売業者届の場合は広島県知事 ■■■■ 様)

住所

社名を含む代表者印があれば、
 社印は省略可能である。

氏名

印

(会社名

社印

(代表者名

代表者印

新規届の届出年月日を記載する。

さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項(第2項、第3項)の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

変更した内容を、下記の(1)～(4)を参考にして記載する。

輸入は第2項、販売は第3項

記

1 変更した事項

(1) 代表者の変更

変更前 ○○○○
 変更後 △△△△

(2) 製造する飼料の追加(又は廃止)

□□混合飼料

(3) 製造する飼料の原料又は材料の種類追加(又は廃止)

原料又は材料の種類	飼料添加物の種類
とうもろこし, 大豆油かす	メチオニン, リジン

(4) 販売業務を行う事業場(飼料を保管する施設)の所在地の追加(又は廃止)

追加 ○○○○株式会社○○工場(広島県○○市○○番地○○号)
 廃止 ○○○○株式会社△△工場(広島県○○市○○番地○○号)

2 変更した年月日

平成○○年○月○日

変更後1か月以上経過している場合は、
 遅延理由書(任意様式)を添付してください。

〔飼料製造〕
〔飼料添加物 輸入 販売〕 業者事業廃止届

年 月 日

農林水産大臣

殿 (販売業者届の場合は広島県知事 様)

住所

氏名 ㊟

さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第
50条第1項(第2項、第3項)の規定により

〔飼料製造〕
〔飼料添加物 輸入 販売〕 業者の届出をしたが、 年 月 日限りで事業を廃

止したので、同条第4項の規定により届け出ます。

記載例

飼料製造
飼料添加物 輸入 販売

業者事業廃止届

廃止した日から1か月以内に提出してください。
※遅れた場合は、遅延理由書（任意様式）を添付してください。

年 月 日

農林水産大臣 ●●●● 殿 （※販売業者届の場合は広島県知事 ■■■■ 様）

住所

氏名

（会社名

（代表者名

社名を含む代表者印があれば、社印は省略可能である。

印

社印

代表者印

新規届の届出年月日を記載する。

さきに 年 月 日付で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項（第2項、第3項）の規定により

飼料製造
飼料添加物 輸入 販売

輸入は第2項、販売は第3項

業者の届出をしたが、 年 月 日限りで事業を廃

止したので、同条第4項の規定により届け出ます。